

宮古島市議会議長様  
宮古島市議会議員各位

石嶺かおり議員への辞職勧告決議の撤回を求める要請書

2017年4月5日

全国フェミニスト議員連盟

共同代表 ひぐちのりこ（宮城県仙台市議会議員）

同上 日向美砂子（東京都小平市議会議員）

事務局 小磯妙子（神奈川県茅ヶ崎市議会議員）

茅ヶ崎市鶴が台 14-5-202 T/F 0467-52-6731

私たち全国フェミニスト議員連盟は、女性の政治参画を推進し、真の男女平等を実現するために1992年から活動を続けている、市民と議員による団体です。

今般、貴市議会において、石嶺かおり議員への辞職勧告決議を採択されたとの報を受け、遺憾の意を表明し、決議の撤回を求める要請書を提出します。

報道によれば、石嶺氏のSNSでの記述に対し、閲覧者から批判が相次ぎ、石嶺氏は「自衛隊員個々の人格に対してではなく、戦争のための軍隊という仕組みに対してです」と釈明、その後投稿を削除し、「米軍による事件事故が多発していることへの強い不安」を自衛隊に結びつけたと説明。「不適切な表現をしてしまいました」と謝罪のコメントを取材に対し行っています。

しかるに、別の報道によれば、貴市議会において、「・・・(略)、断じて許すことのできない暴言と言わざるを得ず、このことは宮古島市議会の品位を著しく傷付けるものである」として道義的責任を理由に辞職勧告決議が提案され、可決されたとあります。

そもそも、議員の適・不適は選挙民が判断すべきことであり、同じく選挙された議員に判断する権限はありません。仮に「不祥事を起こし、議会の品位を貶めた」としても、その政治的責任をどのような方法でとるか、当該議員の決めることであり、議会や同僚議員が決議により強要すべきことではありません。

決議案提案に対し、石嶺議員は、謝罪文をフェイスブック上に投稿し、報道機関にも発表したことを主張する文章を読み上げ、「議会事務局や当局業務に支障を来し、ご迷惑をおかけしたことをお詫びします」と釈明。辞職勧告については、「一人の議員の思想、信条に対し、ほかの議員が数の力で辞職勧告するということは議会制民主主義とは言えない」と反論。「私はミサイル新基地建設反対という政策を掲げ、今回（の選挙で）市民の負託を受けている。平和な未来をつくるため、ミサイル新基地建設を止めるために精いっぱい頑張りたい」と表明し、辞職勧告を拒否しました。

私たち全国フェミニスト議員連盟は、石嶺議員の議会におけるこれらの態度を支持すると共に、重ねて、この度の辞職勧告決議の撤廃を強く求めます。

「政治分野における男女共同参画推進法」が制定されようとしている今日、女性議員の少ない議会の動きは全国的に注目されています。今後貴議会において、I P U（列国議会同盟）の行動計画にある男女平等な議会運営が遂行されることを期待します。

以上